

事務連絡
令和4年7月26日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る令和4年度周知・広報（公的機関、医療機関、高齢者関係施設等でのポスター等の掲示）について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた者について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、ひとつき分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入することとしています。

今般、このことについて、ポスター・リーフレットを、それぞれ別添1（ポスター）、別添2（リーフレット）のとおり作成しましたので、内容について御承知おきいただくとともに、当該ポスター・リーフレットについては、別添3のとおり都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）より関係機関への送付を実施いただくこととしておりますので、適宜広域連合と連携の上、周知・広報に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、別添1・2の内容については、厚生労働省ホームページへの掲載を予定していますので、申し添えます。

厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html

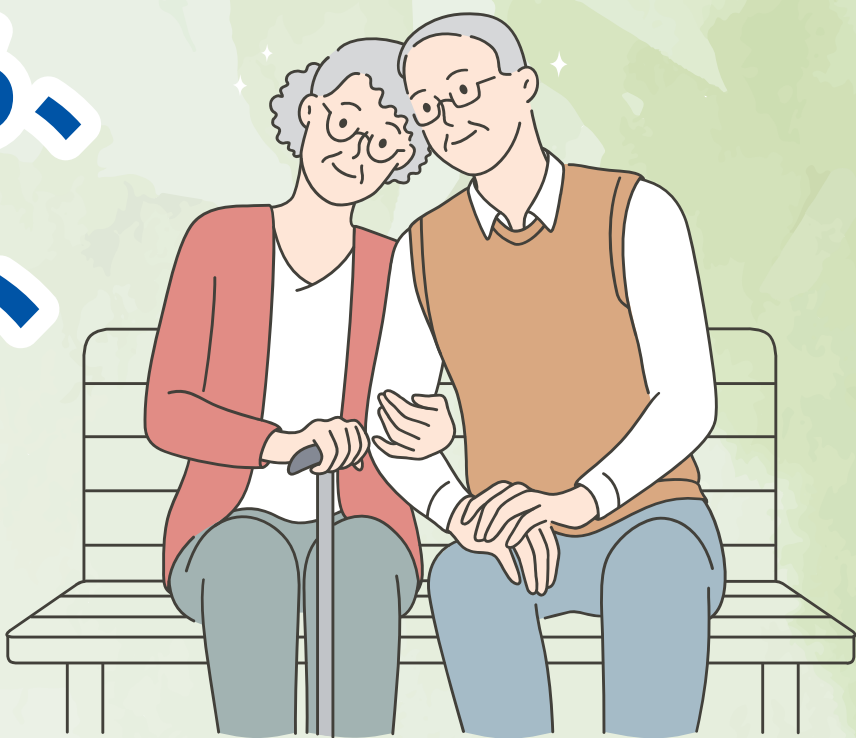
○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構本部
一般社団法人日本介護支援専門員協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
公益財団法人全国老人クラブ連合会
民間事業者推進委員会
一般社団法人全国介護事業者連盟
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人24時間在宅ケア研究会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
全国ホームヘルパー協議会
日本ホームヘルパー協会

公益社団法人日本介護福祉士会
UAゼンセン日本介護クラフトユニオン
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
公益社団法人認知症の人と家族の会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会
特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人全国デイ・ケア協会
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和4年(2022年)10月1日から、
一定以上の所得がある方は、
医療費の窓口負担割合が
変わります。



- ◆課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上の方は、窓口負担割合が 2 割となります。
※現役並み所得者の方は、10 月 1 日以降も引き続き 3 割です。
※窓口負担割合が 2 割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約 20% の方です。
- ◆ご自身の窓口負担割合が 2 割となるかについては、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月以降の負担割合が記載された被保険者証を交付しますので、そちらをご確認ください。

窓口負担割合が 2 割となる方には
負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- ◆同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

配慮措置が適用される
場合の計算方法

例：1か月の外来医療費全体額が
50,000 円の場合

窓口負担割合 1 割のとき ①	5,000 円
窓口負担割合 2 割のとき ②	10,000 円
負担増 ③ (②－①)	5,000 円
窓口負担増の上限 ④	3,000 円
払い戻し等 (③－④)	2,000 円

配慮措置

1 か月 5,000 円の負担増を
3,000 円までに抑えます

医療機関や薬局などで被保険者証を提示する
ときは「有効期限」を必ず確認しましょう



一定以上の所得がある方の、 医療費の 窓口負担割合が 変わります。



- ◆令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等^{※1}で一定以上の所得がある方^{※2}は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ◆窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで

区 分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区 分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の
約20%

被保険者証の有効期限にご注意ください

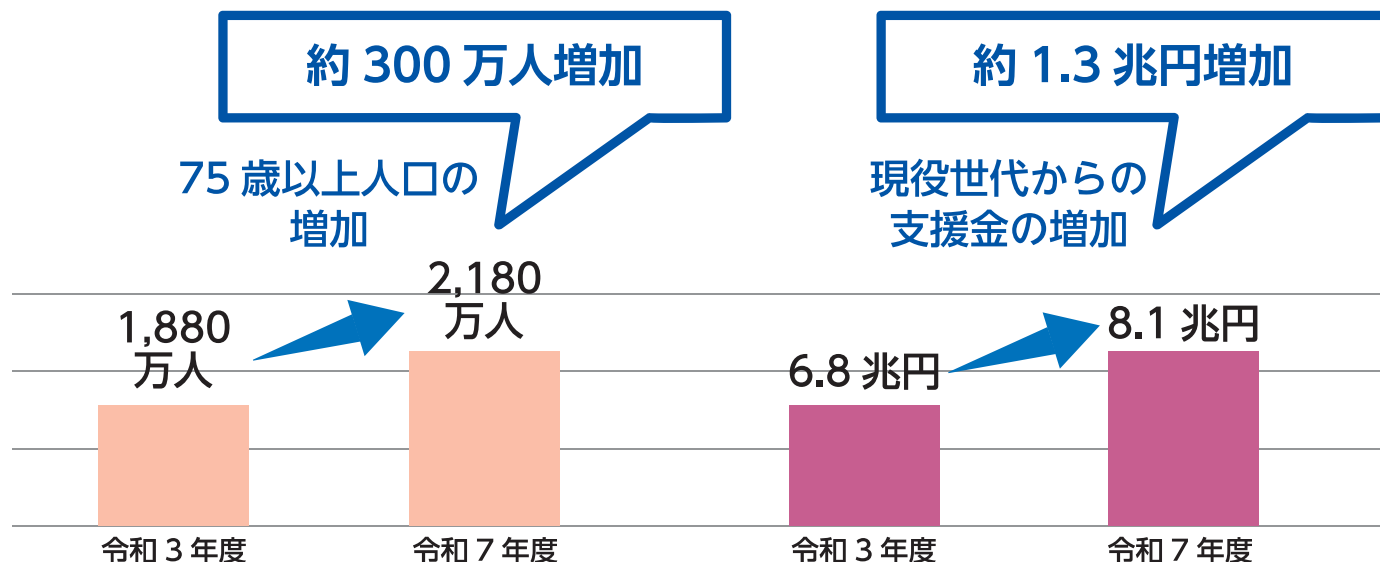
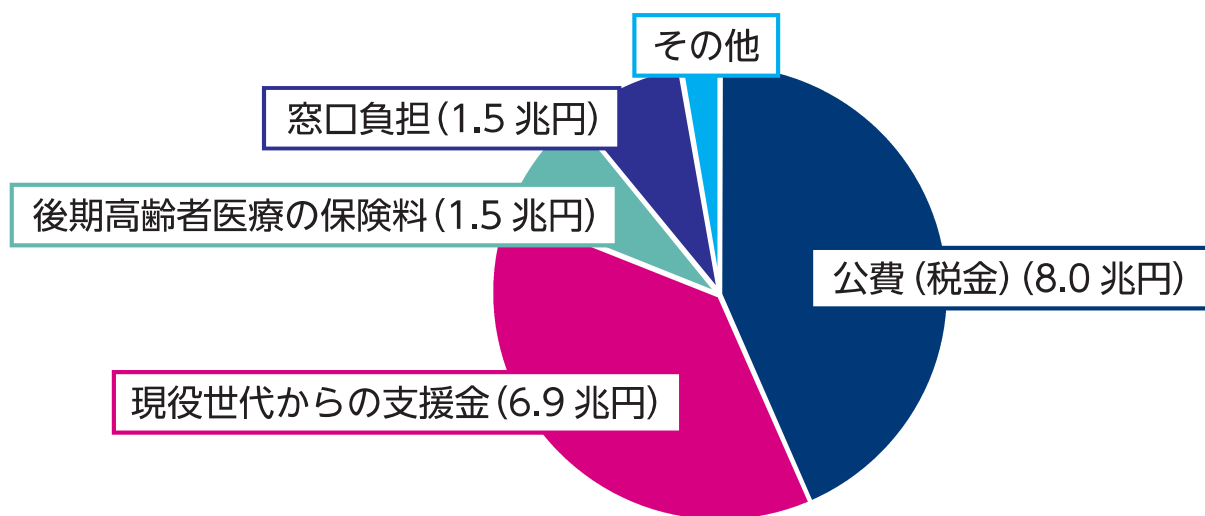
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、**令和4年9月頃**に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**令和4年10月1日以降の負担割合が記載された**被保険者証を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「**有効期限**」を必ず確認しましょう。

見直しの背景

- ◆令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ◆後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

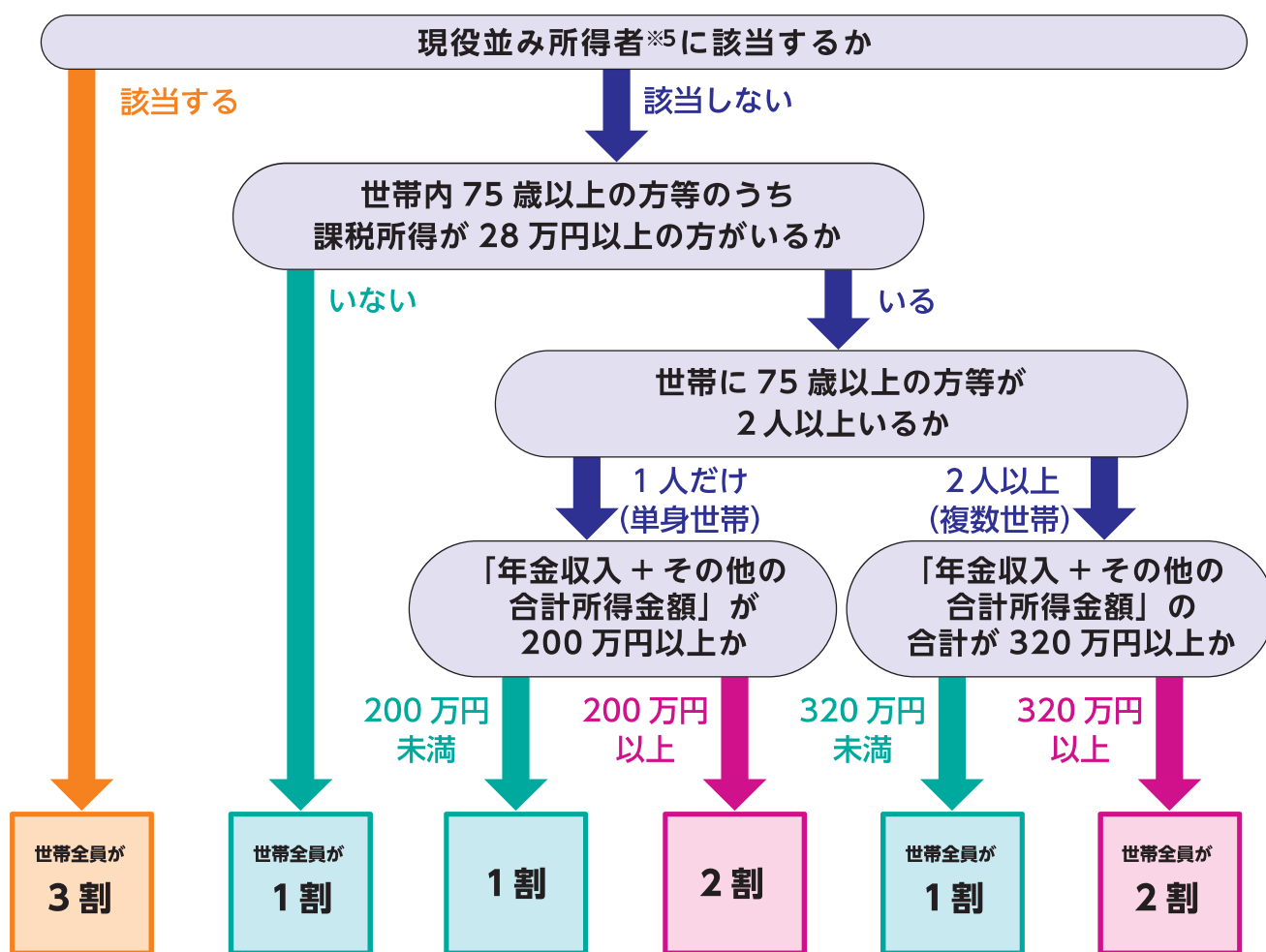


後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約 18.4 兆円)※令和4年度予算ベース



窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方等※¹の課税所得※²や年金収入※³等（令和 3 年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75 歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額※⁴」が単身世帯の場合 200 万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が 2 割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1 割負担となります。

- ※ 1 65 ～ 74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※ 2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※ 3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※ 4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※ 5 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が 1 割または 2 割になるケースがあります）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。

- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②－①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ⑤ (③－④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- ◆都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719 にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を **郵送** します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- ◆厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ◆ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- ◆不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188（いやや!））にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 26 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る令和 4 年度周知・広報（公的機関、医療機関、高齢者関係施設等でのポスター等の掲示）について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、2 割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた者について、施行後 3 年間、高額療養費の枠組みを利用して、ひとつき分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置を導入することとしています。

今般、公的機関、医療機関、高齢者関係施設等で掲示・配架するポスター・リーフレットについて、それぞれ別添 1（ポスター）、別添 2（リーフレット）のとおり作成しましたので、御承知置きの上、庁内での掲示・配架を行っていただくとともに、都道府県後期高齢者医療広域連合におかれては、関係機関等への配布を実施いただきますようお願いいたします。

なお、別添 1・2 の内容については、厚生労働省ホームページへの掲載を予定していますので、申し添えます。

厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和 3 年法律改正について）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html